「令和2年度 国際園芸博覧会の開催組織の設立支援等業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和2年度 国際園芸博覧会の開催組織の設立支援等業務委託」の受 託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、こ の実施要領等に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、募集要項、実施要領、提案書作成要領、提案 書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示す るものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式な どは、別に定める。
 - (1) 業務実績
 - (2) 当該業務の実施方針
 - (3) 当該業務に関する具体的な提案
 - (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか等
 - (2) 委託の趣旨・目的の十分な理解に基づいた実現可能であり効果的な提案であるか等
 - (3) 委託の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか等
 - (4) 多面的な発想・視点を持った提案であるか等
 - (5) 取組意欲の感じられる提案であるか等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者 に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

- 第5条 プロポーザルの評価にあたっては、「令和2年度 国際園芸博覧会の開催組織の設立支援等業務委託 プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 委員の中に委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 2027 国際園芸博覧会推進委員会 部長

委員 2027 国際園芸博覧会推進委員会 課長 (2名)

横浜市都市整備局総務課長

横浜市都市整備局企画課長

- 3 評価委員会は、委員の定足数の5分の4以上の出席がなければ開くことが できない。
- 4 委員長に事故等があり、欠けたときには他の委員がその職務を代理する。
- 5 委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし委員会に出席した委員 のみで評価を行う。
- 6 委員長は、評価結果を「2027 国際園芸博覧会推進委員会 業者選定委員会 (以下「業者選定委員会」という。)」に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第6条 業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、 業者選定委員会において、次の事項を審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
 - (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。